

ポスト牧野博検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」終了後の観光誘客戦略を検討するため、ポスト牧野博検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 委員会は、知事が委嘱する委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の属する年度の3月31日までとする。

(職務)

第3条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によって定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第1回の委員会の招集は、知事が行う。

2 委員がやむを止まない理由により会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

3 委員が代理の者を出席させることができない場合は、委任状をもって委員長に権限を委任することができる。

4 会議の議決は、委員の過半数の同意をもって決する。

(業務の内容)

第5条 委員会は、第1条に規定する目的に沿って、次に掲げる業務を行う。

(1) 観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」終了後の観光誘客戦略に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(関係者の意見等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高知県観光振興部観光政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。